



令和4年3月発行

編集・発行  
音更町農業委員会  
0155-42-2111



新制度を中心に北海道農業会議の幡野氏から説明がありました

## 農業者年金説明会を

## 開催しました

令和四年三月二日、農業者

年金協議会が主催となつて、

音更町役場で「令和三年度農

業者年金説明会」を開催しま

した。説明会には、講師として

北海道農業会議から幡野

千春氏を招き、五十九歳から

六十四歳までの年金受給予定

者を対象に農業者年金制度

の概要や年金を受給する際の

方法、注意点に関して詳しく

説明していただきました。

全体での説明会の後には、

希望者を対象に個別相談会を

開催し、個別相談カルテを用

いて年金受給に必要な手続き

について説明しました。

特例付加年金を受給する際

には、経営継承の前に、農地に

住宅や施設がはみ出している

部分があればその整理をする

必要があります。この作業には、

測量・分筆が関わるため時間

がかかる場合があります。

今回、説明会を欠席された

対象者には、経営継承をする

半年から一年前に農業委員

会へご相談いただくことを

おすすめします。

来年度も年金受給に向けた

説明会を行うことを予定して

おります。該当する人には

文書でご案内しますので是非

ご参加ください。



全体説明のあと、希望者に個別相談を行いました



## 農業者年金の制度が一部改正されました！



あつぎの妻は、夫が経営主になるまで政策支援加入ができず保険料が...



まだまだ元気だから70歳から年金を受給したい！



もっと長く保険料を積み立てたいなあ



そんなあなたに・・・

令和4年1月から

35歳未満の要件を満たす人は月額1万円からの加入が可能に！

\*これまで政策支援加入することができず、2万円からの保険料納付が難しかった人も加入しやすくなりました。

令和4年4月から

受給開始の時期を自分で選択することができます！

農業者老齢年金：

65歳以上75歳未満

特例付加年金：

65歳以上で経営継承を行った段階

令和4年5月から

加入可能年齢を65歳まで引き上げることができます！

\*60歳時点で国民年金への加入が40年(480月)に満たない人が、国民年金に任意加入し、付加保険料400円を納付することで、農業者年金にも続けて加入することができます。

※国民年金任意加入の際に農協で所定の手続きを行う必要があります。

## 元気なうちにもらおう！ という人が増えています

新制度の農業者老齢年金は60歳を迎えると受給することができます。最近では、自分が健康なうちに早めに年金を受給したいと考える人が増えています。受給額の試算は農業者年金基金のホームページまたは農業委員会で行うことができますので、希望があれば事前にお問い合わせください。

なお、旧制度に加入していた人の老齢年金は65歳からの受給となりますので、新制度の年金を60歳で請求した人も別途65歳を迎えたら手続きを行ってください。

また、加入当時、一定期間政策支援加入していた人は特例付加年金を受給することができます。受給には経営継承するなどの要件がありますので、農業委員会にご相談ください。

手続きはいずれも最寄りの農協で行うことができます。

農業者年金の受給者に、毎年5月末頃「現況届」が送付されます。前年の所得状況など受給資格を確認する為、毎年提出しなければいけません。期限内に提出しないと年金は支給停止となりますので、ご注意ください。

「何も変わらないから出さない」ではなく、「今年も変わらず」ということで提出してください。なお、令和3年度は期限内にすべての受給者から提出がありました。

前回提出から住所変更等をしている人は、忘れずに農協で手続きしましょう。

現況届の書き方がわからない場合は、農業委員会までお問い合わせください。

現況届を提出しましょう



年別農地移動状況

		平成29年		平成30年		令和元年		令和2年		令和3年	
		件数	面積(a)	件数	面積(a)	件数	面積(a)	件数	面積(a)	件数	面積(a)
3条許可	売買・贈与	16	12,171	11	9,536	20	21,376	29	38,441	24	18,200
	賃貸借	29	21,192	30	23,986	26	12,149	38	20,859	26	15,684
	使用貸借	15	46,352	13	23,288	11	25,107	16	23,947	3	7,101
4条転用許可		4	254	0	0	3	188	4	41	3	61
5条転用許可		6	73	9	675	7	378	8	351	6	1,098
あっせん	売買・贈与	37	14,937	43	21,252	60	21,416	43	19,564	47	20,387
	賃貸借	119	64,980	85	35,623	105	43,170	69	32,058	58	22,002
農地中間管理事業		0	0	0	0	1	360	0	0	0	0
合計		226	159,959	191	114,360	233	124,144	207	135,261	167	84,533

令和三年農地移動状況と今後の展望について  
 農地調整部会長 大西 忠 義

令和三年の農地の移動状況は上表のとおりです。移動件数、面積とも、昨年と比較すると大幅に減少しています。

特に「3条許可」のうち、「使用貸借」が減少しています。

これは、主に経営移譲の方法の一つとして利用されていますので、今年度は対象者が減少したものと思われます。

次に「あっせん」のうち、「売買」による所有権移転は昨年を上回るも、「賃貸借」は昨年より減少しています。これは、今まで貸借していた農地を売却する事例が増加したことが挙げられます。

ここ数年の推移として、移動件数、面積とも減少傾向にあります。経営主の世代交代による売買や貸借、その他貸借から売買への切り替えなどが起きうるため、今後も一定の移動件数が発生すると考えられます。

農地所有者の意向に沿いながら、農地の集積・集約化を図れるよう尽力してまいります。農地の売買、貸借などをお考えの際には、農業委員会にご相談ください。



これから山林を開墾し畑にして、その畑に土地改良事業を入りたいのですが、どうすればいいですか？

まず、土地改良事業を行うときには土地改良課または農協にご相談ください。その上で現況を山林から畑に変更する必要がある場合は、開墾後に農業委員会が現地を確認し、農地であるとみなされれば変更することができます。

なお、登記地目を農地以外から農地に変更する手続きについては、法務局にご確認ください。

※この他に必要な手続等があれば、担当の部署にも相談してください



**農地の賃借料情報の提供について**  
(令和三年一月〜十二月締結分)

農業委員会では、農地の賃借取引の目安となるよう、地域の賃借料の情報提供を行っています。  
令和三年一月から十二月までに締結された賃借契約における十アールあたりの賃借料水準は、次のとおりです。賃借料を決める際のご参考としてください。

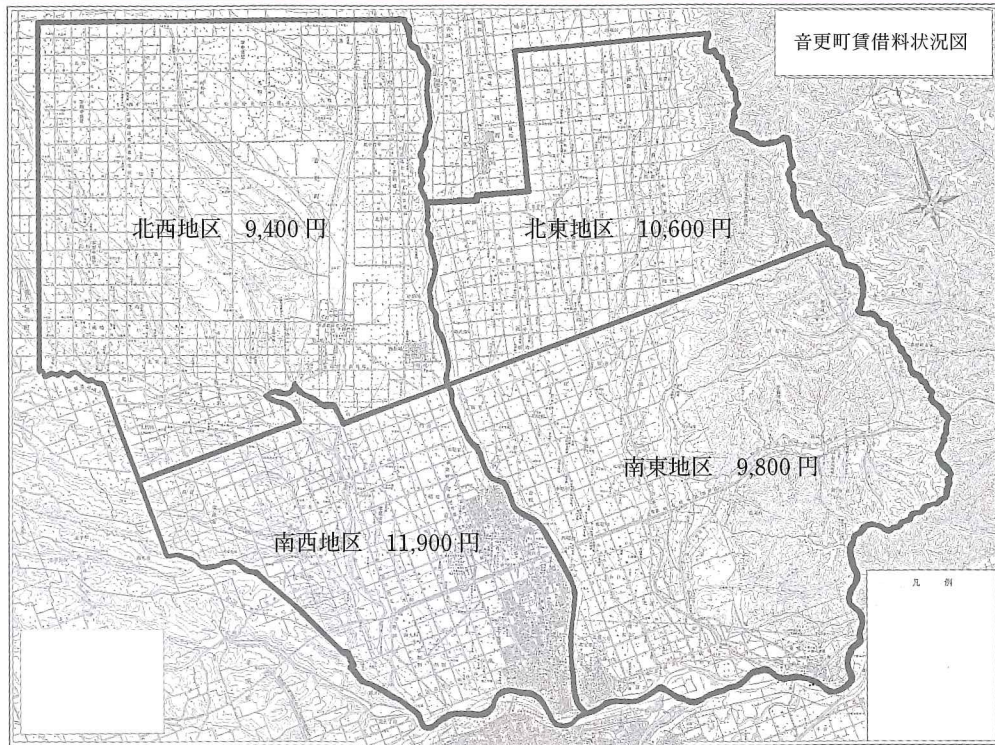
締結された地区名	平均額	最高額	最低額	データ数(筆数)	件数
北東地区	10,600円	13,300円	9,300円	45	10
北西地区	9,400円	11,000円	5,500円	45	10
南東地区	9,800円	14,000円	5,700円	70	22
南西地区	11,900円	14,000円	8,700円	70	23
(参考) 音更全町	10,600円	14,000円	5,500円	230	65

- \*1 データ数は、集計に用いた筆数である。
- \*2 金額は、算出結果を四捨五入し100円単位とした。
- \*3 「(参考) 音更全町」の平均額は、全データ(10a当りの賃借料)の合計(四捨五入前)を件数により除したものである。

(参考) 各地区構成字名

- 北東地区 (字豊田、字東音更)
  - 北西地区 (字西中音更、字中音更、字南中音更、駒場、字上然別)
  - 南東地区 (字東和、字下士幌、字長流枝、十勝川温泉、宝来)
  - 南西地区 (字高倉、字万年、字然別、字音更、字東土狩、字下音更)
- (詳細については、音更町農業委員会事務局までお問い合わせ願います。)

(状況図)  
令和三年の一年間に締結された賃借契約の平均額を地区ごとに表したものです。



**農業委員会だより**

令和四年三月発行

広報委員長  
松川 博

広報担当(農政部会)

石 王 雅 士  
貞 廣 雅 士  
土 田 純 雄  
安 田 敏  
辻 和  
平 秀  
茂 古 沼  
田 守 文 夫

- ①わかりやすい**農業・農政**の解説
- ②みんな知りたい**経営・流通**の最新情報が満載
- ③**くらしと地域**に活力を
- ④**女性**の元気を応援
- ⑤**文字が大きく**読みやすい

週刊 月4回金曜日発行  
月700円、年8,400円 (消費税込)

まとめて読める!  
**週刊紙**

毎日は大変。1ヶ月だと遅い。  
そんなあなたに

経営とくらしを応援!!

NATIONAL AGRICULTURAL NEWS  
**全国農業新聞**